

# 月報私学

2020  
12  
VOL.276



鹿屋中央高校は鹿児島県鹿屋市に1968(昭和43)年設立、人間科学科に文理・進学・体育・教養・調理・食物の6コースを設置し、『真・善・美』を校訓とする男女共学校です。2018(平成30)年創立50周年を経て、心の和を基に協力して生きる『協生：きょういく』を学校目標としています。

写真提供 学校法人 前田学園 鹿屋中央高等学校(鹿児島県鹿屋市)

## CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／  
令和2年度 私立大学等経常費補助金 第二次交付 ..... 2
- 経営実務Q&A ..... 3
- 私立学校への寄付には税の優遇措置があります ..... 4
- 連載⑥ 魅力あふれる学校づくりを目指して  
「おかげさまで創立五十周年 そして これからのために  
『真善美・協生(きょういく)』で魅力創り～」校訓への誓と施設整備 ..... 6
- 人間ドック利用費用補助事業の見直し ..... 8
- ヘルスケアポイントをご利用ください ..... 9
- 学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください／  
令和2年 共済業務の年間報告 ..... 10
- 私学共済ホームページ レターデジタル版をご利用ください／お近くの共済業務課をご利用ください ..... 11
- 被扶養者認定申請事例(退職した人の認定) ..... 12
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 ..... 16

私立大学等経常費補助金  
会計検査院の実地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる令和2年度の会計検査院実地検査は、元年11月から2年3月までの間に、大学法人21法人に対して実施されました。検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

・算定対象として申請していた専任教員等のうち、基準日時点において勤務しない期間が6か月を超えると判断される、算定の対象とならない助手1人を含めていた。

【特別補助】

・「授業料減免事業等支援」において、授業料減免を行っていない退学者2人にかかる所要経費を申請額に含めていた。

このように、指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人が、補助金の制度を

十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」こと等に加え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

指摘を受けた学校法人には、指摘事項にかかる改善策等をご検討いただいておりますが、私学事業団においても、制度の理解が深まるよう周知方法の検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人におかれましても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

●根拠資料の保管についてお願い

補助金申請に伴う根拠資料については、私立大学等経常費補助金取扱要領、交付決定通知等において翌年度から5年間保存することを定めております。会計検査院の検査においても、過去5年まで遡り、根拠資料に基づいた説明が求められます。その際、根拠資料がないために不当事項となる事例があります。

補助金事務のご担当者におかれましては、根拠資料の整備・保管をお願いします。

令和2年度  
私立大学等経常費補助金  
第二次交付

令和2年度の私立大学等経常費補助金においては、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応を踏まえ、年3回（2年9月・12月・3月）の資金交付を予定しております。第二次交付については、634法人854校に対し、771億326万8000円を交付する予定です（表参照）。

表 令和2年度 第二次交付予定額

| 区分     | 法人数       | 学校数      | 予算          | 交付決定額             | 資金交付額                             |
|--------|-----------|----------|-------------|-------------------|-----------------------------------|
| 大学     | 法人<br>540 | 校<br>574 | 千円<br>—     | 千円<br>144,086,449 | 千円<br>( 70,713,152)<br>73,373,297 |
| 短期大学   | 93        | 278      | —           | 7,589,396         | ( 3,911,426)<br>3,677,970         |
| 高等専門学校 | 1         | 2        | —           | 120,223           | ( 68,222)<br>52,001               |
| 合計     | 634       | 854      | 307,911,938 | 151,796,068       | ( 74,692,800)<br>77,103,268       |

（注）資金交付額欄の上段（ ）内は、第一次交付額の合計である（外数）。

一般補助の交付対象費目は、専任教員等給与費、専任教員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生補導費の5費目で、2年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

また、特別補助では、補正予算による授業料減免事業等支援（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）を交付します。

なお、今回交付の対象とならない一般補助の教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、改革総合支援事業及び特別補助については、3年3月に交付する予定です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 補助金課  
一般補助  
補助金第一係  
☎03（3230）  
730073027313

補助金第二係  
☎03（3230）  
730673087314

特別補助  
特別補助第一係  
☎03（3230）  
730373057325

特別補助第二係  
☎03（3230）  
730973117326

Eメール  
hojokin@shingaku.go.jp

# 経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、ご参照ください

## 高等教育の修学支援新制度にかかる会計処理

私学事業団を通じて、国から大学に授業料等減免費交付金が交付されました。会計処理はどのようなのでしょうか。

令和2年4月より、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況にかかわらず大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に進学できるチャンスを保証できるように、高等教育の修学支援新制度が実施されました。

会計処理については、左記のとおり、文部科学省より事務連絡「高等教育の修学支援新制度説明会におけるお問合せと回答について（追加連絡）」（令和元年11月25日）が发出されています。

国から私立大学等を設置する学校法人に対する授業料等減免に要する費用に充てられるための資金の交付（注）は「（大科目）補助金（収入）」、「（小科目）国庫補助金（収入）」に計上し、減免額を「（大科目）教育

研究経費（支出）」、「（小科目）奨学費（支出）」に計上していただくものと考えます。

（注）大学・短期大学・高等専門学校については「授業料等減免費交付金」の費目で私学事業団を通じて、専修学校については「授業料等減免費負担金」の費目で都道府県を通じて交付する。

学校法人において、本来、授業料100のところ修学支援新制度等により30減免する場合の会計処理について、表にまとめました。

なお、（小科目）奨学費（支出）は、他の奨学費（支出）とは区分して、高等教育の修学支援新制度に基づく減免額であることが分かるような小科目名を設けることもできます（学校法人会計基準別表第一及び第二（注）1、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる）。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(3230)7846～7848  
Eメール center@shigaku.go.jp

表 新制度と従来の法人独自で設けている学費免除、また高等学校の就学支援制度との違い

| 制度        | 従来の学費免除     |                                   | 高等教育の修学支援新制度                                                       |                                                                        | 高等学校の就学支援制度                                                                                                                    |
|-----------|-------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 成績優秀・スポーツ特待 |                                   | 大学・短期大学・高等専門学校                                                     | 専修学校                                                                   | 高等学校                                                                                                                           |
| 行政が支援する相手 | —           |                                   | 法人                                                                 | 法人                                                                     | 生徒（便宜上、法人経由）                                                                                                                   |
| 給付の名称     |             |                                   | 授業料等減免費交付金                                                         | 授業料等減免費負担金                                                             | 高等学校等就学支援金                                                                                                                     |
| 計算書       | 収入          | 大) 学生生徒等納付金（収入）<br>小) 授業料（収入） 100 | 大) 学生生徒等納付金（収入）<br>小) 授業料（収入） 100<br>大) 補助金（収入）<br>小) 国庫補助金（収入） 30 | 大) 学生生徒等納付金（収入）<br>小) 授業料（収入） 100<br>大) 補助金（収入）<br>小) 地方公共団体補助金（収入） 30 | 大) 学生生徒等納付金（収入）<br>小) 授業料（収入） 100                                                                                              |
|           |             | 大) 教育研究経費（支出）<br>小) 奨学費（支出） 30    | 大) 教育研究経費（支出）<br>小) 奨学費（支出） 30                                     | 大) 教育研究経費（支出）<br>小) 奨学費（支出） 30                                         |                                                                                                                                |
| 特記事項      |             |                                   | 収入計が大きくなるので、過去からの推移を分析できなくなることに注意すること。                             | 都道府県より別途指導・助言がある場合はそれに従うこと。収入計が大きくなるので、過去からの推移を分析できなくなることに注意すること。      | [生徒から先に減免後の授業料を徴収する場合]<br>高等学校等就学支援金は先に預り金に計上し、授業料の納付期限がきた時点で授業料に振り替える。<br>[生徒から授業料を先に全額徴収する場合]<br>高等学校等就学支援金は預り金に計上し、生徒に返還する。 |



## 私立学校への寄付には 税の優遇措置があります

私立学校が受け入れる寄付金には、各種の税の控除制度が設けられており、寄付金募集をより効果的に行うことができます。

ここでは、代表的な税の優遇措置について概要を説明します。

### 受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付金制度は、法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金制度です。寄付者が企業等法人の場合には、国や地方公共団体等に寄付をした場合と同様に、寄付額の全額を損金の額に算入することが認められています。

本制度は、寄付者が学校法人を指定して私学事業団に寄付をするものです。学校法人は本事業団に寄付金配付申請書を提出し、本事業団による寄付対象事業の概要や事業の支払い状況等の審査を経て、寄付金を受け取ることができます。本制度利用にかかる本事業団への手数料等は不要です。受け入れた寄付金は全額が指定された学校法人に配付されます。利用要件・事務の流れについては後述します。

### 特定公益増進法人

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人への寄付は、「特定公益増進法人」への寄付として、所得税法及び法人税法の規定に基づき税の優遇措置が認められています。

寄付者が税の優遇措置を受けるためには、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受ける必要がありますので、手続きや必要書類については、所轄庁にお問い合わせください。

### 個人寄付の税額控除

個人が、寄付実績等にかかる一定の要件を満たした学校法人に寄付金を支出した際、寄付者は「税額控除（個人の所得税額から寄付金12000円）×40%の額を直接控除」を受けることができます。

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

### 受配者指定寄付金制度を ぜひご利用ください

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的にご利用ください。

### 対象校

本制度の対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び学校法人（私立学校法第64条第4項を含みます）が設置する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限ります）となります。

### 対象事業

対象となる事業は、対象学校が実施

する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑥に該当する事業の範囲となります。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
  - ② 教育研究に要する経常的経費
  - ③ 寄付講座等基金（注）
  - ④ 奨学基金（注）
  - ⑤ 教育研究基金（注）
  - ⑥ ①及び②に要した借入金の返済費用（注）
- 基金には、「取崩し型基金」を含みます。

なお、既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために行う事業につきましては、次の①及び②の事業が対象となります。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ② 初年度経常経費

※新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本制度の対象になりません。

### 利用要件

寄付募集に当たり、本制度をご利用になる場合には、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 広く一般に募集する寄付金であって、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
- ・寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと
- ・寄付者が不当な税の軽減を企図し

たものではないこと

・寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと

② 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であって、緊急を要するものに充てられることが確実であること。

③ 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと

④ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

⑤ 原則として、1口の寄付金額が20000円以上であること

## 事務の流れ

### ●制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」をご提出ください（図・a）。※以下同様

ご提出の際には、決算書その他「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付いただきます。内容を確認した後、「利用開始のお知らせ」とともに、寄付金の振り込みの際必要となる所定の「振込依頼書」を本事業団より送付します。

### ●募金の開始

受配者指定寄付金にかかる募金活動は、「利用開始のお知らせ」が送付されてから始めてください。募金活動は学校法人で行っていただきます（図・b）。企業等法人（寄付者）から「寄付申

込書」（様式指定）を提出していただきます（図・b）。

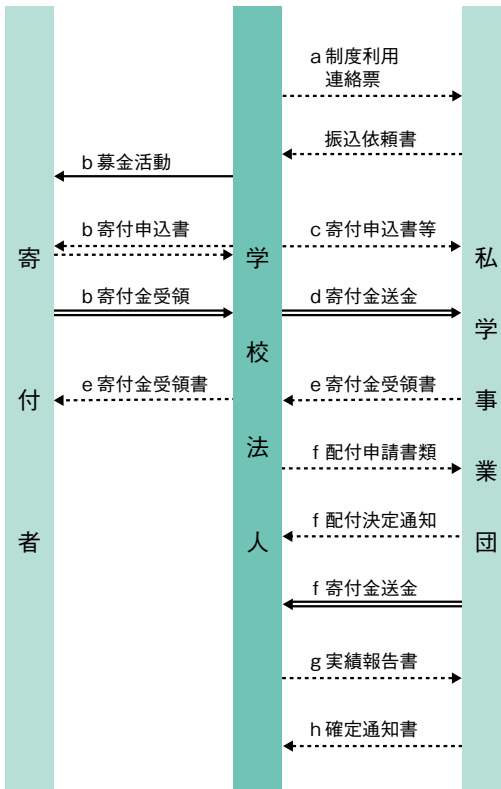
### ●本事業団の指定銀行口座への振り込み

企業等法人（寄付者）からの寄付金は、学校法人が預かり（この時点での会計処理は、「預り金収入」となります）（図・b）、寄付金を取りまとめた後に、まとめて本事業団にお振り込みいただきます（この時点の会計処理は、「預り金支出」となります）（図・d）。

なお、寄付金の受領日は本事業団指定の銀行口座に寄付金が入金した日となります。寄付者が寄付金を支出した事業年度を過ぎてから事業団に入金された場合、その寄付金は、その事業年度での損金算入が認められなくなります。お振り込みの際には、ご留意ください。

### ●寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

図 受配者指定寄付金の事務の流れ



各様式は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶配者指定寄付金様式〕からダウンロードできます。

本事業団に寄付金を振り込む際は、寄付者から提出された「寄付申込書」をお取りまとめのうえ、次の書類（様式指定）を本事業団にご提出ください（図・c）。

① 「寄付申込書」

② 「受配者指定寄付金に係る確認書」

※②は、寄付金額が10000万円を超える場合のみ提出

③ 「寄付金振込報告書」

④ 「寄付者名および寄付金額一覧」

### ●「寄付金受領書」について

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行った後、寄付金の領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付します（事業団入金から2〜3週間を要します）（図・e）。

「寄付金受領書」は税の控除に必要な書類となりますので、速やかに寄付

者にお渡しください（図・e）。

### ●寄付金の配付申請

事業費の支払い等に応じ、寄付金が必要になったとき、「寄付金配付申請書」（様式指定）、「寄付事業の概要」（様式指定）及び事業費支払いに関する資料等を本事業団にご提出ください（図・f）。

配付申請の締め切りは毎月5日、寄付金の配付は原則毎月末となります。

### ●寄付金の配付

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、毎月末に本事業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます（この時点では「寄付金収入」となります）（図・f）。

### ●「実績報告書」の提出

寄付金の配付を受けた年度終了後に、「寄付金に係る事業の実績報告書」（様式指定）等を、根拠資料とともに本事業団宛てに提出してください（図・g）。

### ●「寄付金確定通知書」の送付

本事業団にて実績報告を確認した後、寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します（図・h）。

## 魅力あふれる学校づくりを目指して

## 連載 ⑥

## 「おかげさまで創立五十周年そしてこれからのために」

## 『真善美・協生(きょういく)』で魅力創り「校訓への誓と施設整備

学校法人前田学園 鹿屋中央高等学校 理事長・校長 前田均

鹿児島の一つのシンボルでもある桜島と陸続きとなる県東部、大隅半島の中央部に位置し、国立鹿屋体育大学や海上自衛隊鹿屋航空基地がある人口10万人の鹿屋市に、鹿屋中央高等学校は1968年に商業科と普通科を設置する鹿屋商業高等学校として設立されました。1983年に校名を変更し、現在人間科学科に文理・進学・体育・教養・調理・食物の六つのコースを擁する男女共学校です。2018年創立五十周年を迎えるに当たり、校訓への誓を立て校風の醸成を願う施設整備を行いました。

## ●校訓『真善美』への思い

至誠(まごころ)をこめて・責任(おのがつとめ)に・勤勉(よくはげみ)・協和(ちからあわせて)・創造(つねにすすむ)は1991年に創設者から理事長を継承時の指針であります。

1993年に校長を兼務してから、明るく生きる真の知恵・やさしい善の心・躍動する美の姿を付記しながらも、常に真善美とはどういうことなのか。教育との接点はどこか等々頭から離れることはありません。

これまでに学校目標として、生徒・

教職員・保護者・地域社会とともに協力して生きる協生(きょういく)を目指し、「協生するための世間値教育・判断力のある知性・豊かな感情・表現できる意志。実社会で通用する基本的な総合力を培い、慈しみ合い協力して共に生きることでできる人間へ」を定め、学校創立五十周年を機に「おかげさまで、そしてこれからのために」を念頭に「真善美の誓」を立てました。心から自分の存在が

人の世のためになることを目標に

精神態度を積極的に保ち

本質を自覚することを忘れず

美を創り出します。

故にわたしは

心と力を合わせて生きる

協生を実践します。

協は衆人の和・協は衆心の和から

「協」を「協」としました。

## ●施設設備

「校門そして隣接する事務室棟・プロムナード(遊歩道)がパティオ(中庭)とつながる」がトータルイメージです。校門はAll in Oneを示唆する廻るものなき円満の象徴である円相○(＝円形)とし、学校目標(＝

協生)を念じ、生徒・保護者・教職員そして地域社会の四つの柱が円形を支えています。シンボリックなイメージとしてのメモリアル・ゲートに隣接する事務室棟は、来客者を明るく歓迎するオープンなイメージです。



校門(メモリアル・ゲート)

## プロムナード(遊歩道)

「覆い(屋根)のある歩道と学校」、教育の歴史からの視点では、アリストテレスの開いた学校リュケイオンに学んだ弟子は、アリストテレスが学校の歩廊(ペリパトス)を逍遥(＝さまま)に歩きながら講義したところからペリパトス学派と呼ばれています。

プロムナードでは、ヒトを人間と進化させた原始的かつ画期的な「歩く」という行為に着目し、回遊しながら生徒同士・教師と生徒・事情が許せば地域の皆さまと交流を深め思い出を刻むことができることを願いました。一周約400メートルあり、雨天時におい

ても歩行・運動等ができ、躍動の源として活用されています。加えて毎朝体育館で行う協生の時間(全体朝礼)に、雨天時の移動を助ける具体的効果もあります。屋根を支える柱の間にテントを張れるように設計し、グラウンド側のプロムナードには傾斜を利用してスタンディング(観客席)を設置しました。



明かりのついたプロムナード(校舎北東部)

## パティオ(中庭)

各種集会・生徒会活動(文化祭のバザー等)に加え、吹奏楽部のミニコンサート・マーチング練習場として活用しています。放課後を含め生徒達が行き交い集う場所でもあります。コロナ禍における2020年3月2日に、第五十回卒業証書授与式を晴天に恵まれ初めて屋外で挙行了しました。

## トイレ改修

洋式化し明るい清潔感のある雰囲気を目指し、特に大きな鏡は女子生徒に喜ばれています。



※『安岡正篤 一日一言』 安岡正篤  
(致知出版社刊) より転載  
2003年に普通科・商業科・医療  
業務科・調理科を人間科学科に統合し、  
現在、文理・進学・体育・教養・調理・  
食物の六つのコースを設置しています。

## ●人間科学科

### 立命の学

人と生まれた以上、  
本当に自分を究尽し、修練すれば、  
何十億も人間がおおろが  
人相はみな違っているように、  
他人にない性質と能力を  
必ず持っている。

それをうまく開発すれば、  
誰でもそれを発揮することができ  
これを「運命学」「立命の学」という。  
今日の言葉でいうならば  
「人間科学」というものだ。

これが東洋哲学の一番生粋である。

(安岡正篤)



パティオ（中庭）の夜景

◆文理コース＝国公立大学や難関大学  
への合格を目指します。

◆進学コース＝部活動と教科学習の両  
立を目指します。

◆体育コース＝野球・女子バレーボー  
ル・男子レスリング・男女剣道の全  
国ランキングを目指します。

◆教養コース＝日商簿記検定等、主に商  
業科目の上級資格取得を目指します。

◆調理コース＝男子のみ 調理師養成  
施設でプロの料理人を目指します。

◆食物コース＝女子のみ 調理師免許、  
食育関連の食生活アドバイザー検定  
取得に加え、卒業後上級学校で栄養  
士資格等の取得を目指します。

## ●協生の時間

総合的な探究の時間（総合的な学習  
を含む）は毎朝体育館で行う全体朝礼  
（合同ホームルーム）です。六つのコー  
ス各々の学級活動（達示事項等）は効  
率的ではありませんが、異なるコース在  
籍生が学校への帰属意識を高めること  
を意図しています。

出席確認・健康観察・身なり点検後  
当日の予定の達示・日替わりで校長、  
職員、校務分掌担当者等の講話を実施  
しています。カリキュラムの異なる生  
徒の卒業後、生徒たちが共有できる全  
員活動となることを願っています。

将来の理想像として、社会の一員と  
なるさまざまな職業を担い、高校時代  
の仲間である同級生・先輩・後輩が、  
例えば卒業生が営む料理店で協生の時

間のことを歓談している光景を思い浮  
かべます。

## ●これからのために

「生きる力の育成」と叫ばれ始めた  
頃にある講演で耳にした「子どもに抽  
象性を教えて欲しい」という言葉が妙  
に頭に残っています。一方、生徒たち  
と交わるなかでは意外に抽象的な接点  
を強く実感するときも少なくないと感  
じます。

前述の講演者は子どもに「仲良くし  
ようね！」と伝えると「仲良くするっ  
てどうするのですか」という質問が返  
ってきたそうです。昭和中期には「し  
っかりしなさい」、「高校生らしくしな  
さい」等は抽象的に捉え神妙にしてい  
たように思います。感性は変化しつつ  
あるのでしょうか。言うまでもなく具  
体的説明を否定はしませんが「分かる  
でしょう」と言葉を濁しそうです。

効率的・便利・役に立つなどは、今  
や価値基準の指針のようにも言われて  
います。オンライン・デジタル化等に  
異を唱えるものではありませんが、知  
性や感性を育む・養う文化的な環境を  
地方・地域・学校にどのように整えて  
いくのかを考えざるを得ません。

音楽のアンサンブルのように、各個  
人の創造性を基に集団による「協力と  
いう絆で結ばれた創造による感動」は  
まさに生きていることを関わりのなか  
で実感させてくれます。創造による集  
団感動は生きる力の大きなエネルギー

になり得るであろうと考えます。

## ●終わりに

コロナ禍により、多くの行事が中止・  
変更を余儀なくされ、特に3年生には  
非常に残念な思いを否認ません。しかし  
ながら、本質的存在価値等を多くの学  
校で考えざるを得なかったのではないで  
しょうか。ややもすれば「前例踏襲」と  
なりがちなところ、本質を協議し新たな  
企画が生まれたのは産物でありました。

生徒・教職員が集う時間・場所にお  
いて各個人が学校という本質を忘れず  
教育の在り方・方法論・多様性・気付  
き等に今一度思いを馳せる大事な経験  
として活かしていきたいと願っており  
ます。



屋外卒業証書授与式

## ◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

前田 均（まえだ ひとし）

昭和61年 学校法人前田学園鹿屋中  
央高等学校勤務 平成5年より現職  
平成3年理事長

## 人間ドック利用費用補助事業の見直し (令和3年4月1日受診分から適用)

福祉部 保健課

人間ドック利用費用補助事業は、平成31年4月受診分から、それまでの毎年度1回の補助から隔年度1回の補助に変更しましたが、次の背景等により見直しを行います。

### 見直しの背景

- ①人間ドックは通常の健康診断よりも検査項目が多く、継続的な利用の必要性が高いため毎年の補助への要望が多い。
- ②隔年度に1回の補助になったことで、学校法人等の確認等の事務負担が増加している。
- ③隔年度ごとの保健事業費が大きく増減し、財政計画に問題がある。

### 見直し内容

このような背景により、保健事業費の将来の見通しを考慮のうえ、図1のとおり補助回数及び補助上限額を改正します。

詳細は、今後、私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」及び本誌等でお知らせしますので、加入者への周知をお願いします。

図1 見直し内容

|       | 見直し前                 | 見直し後     |
|-------|----------------------|----------|
| 受診日   | 令和3年3月まで             | 令和3年4月以降 |
| 補助回数  | 2年度に1回の補助<br>(隔年度補助) | 年度内1回の補助 |
| 補助率   | 利用料金の50%<br>(消費税を除く) | 変更なし     |
| 補助上限額 | 25,000円              | 20,000円  |

3年4月1日受診分から適用します  
2年度に補助を受けた人も3年度に補助を受けることができます。

注1 平成31年4月1日～令和3年3月31日の間は、隔年度1回の補助であることには変更はありません。  
注2 元年度に補助を受けた人は2年度に補助を受けることができません。

### 今後の課題

利便性の向上のため、現行の方式を見直し、業務委託による直接補助方式の導入を検討しています。

・現行の方式

人間ドックの費用を一旦全額自己負担で支払ったうえで、加入者が私学事業団に請求し、補助を受ける方式  
・検討中の方式

本事業団が業務委託した業者のインターネットサイト等で個人が予約し、実施医療機関では補助後の金額のみを支払う直接補助方式

### 私学共済ホームページをご利用ください

人間ドックの利用費用補助に関するお問い合わせが多くなっています。私学共済ホームページの掲載場所をご紹介しますのでぜひご利用ください。

### 人間ドック利用費用補助事業の内容を知りたいとき

私学共済ホームページ「福祉事業」健康管理に役立つ▼人間ドックの利用費用補助(図2参照)

### 「人間ドック利用補助金請求書DL」等をダウンロードしたいとき

私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」

### 人間ドック契約健診施設を知りたいとき

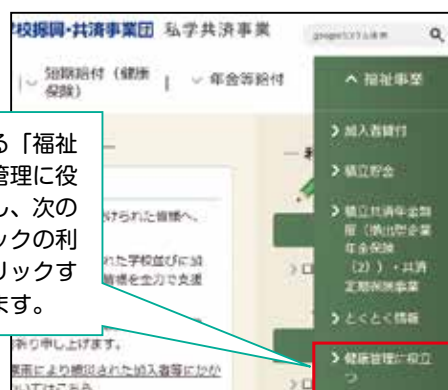
私学共済ホームページ「加入者用ページ」▼契約施設検索」

※加入者用ページにログインする際のユーザー名及びパスワードは、最新の「共済だよりレター」の最終頁又は「私学共済ブック2020・2021」(保健・宿泊編)61頁を参照してください。

●私学共済ホームページURL  
<https://www.shigakukyosai.jp/>



図2 「人間ドックの利用費用補助」の掲載場所



トップページにある「福祉事業」から「健康管理に役立つ」をクリックし、次のページで「人間ドックの利用費用補助」をクリックするとアクセスできます。



図1 利用登録の方法

**1** 「QUPiO Plus」 Web 版にアクセスする  
(<https://www.qupioplus.jp/user>)

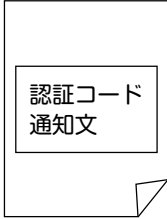


**2** 「新規登録会員の方（初回ログイン設定）」をクリックする

**3** 初回認証用の認証コード及びログインID（メールアドレス）を入力し「仮登録メールを送信」をクリックする



40～74歳



30～39歳

初回認証用の認証コードは、40～74歳の人は健康情報冊子「QUPiO Plus」で、30～39歳の人は7月下旬送付の通知文でご確認ください。

図2 ポイントから商品へ交換

**ヘルスケアポイント取得の例**

|              |           |
|--------------|-----------|
| 初回ログインしたとき   | 200ポイント   |
| 健康コラムを閲覧したとき | 20ポイント    |
| 健康診査の結果が良いとき | 最大600ポイント |
| 郵送健診を利用したとき  | 100ポイント   |

ポイントをためて商品ゲット



オムロン  
体重体組成計



日本蜂蜜  
マヌカハニー  
UMF5+

※上記商品は一例です。詳しくは商品交換画面をご確認ください。

詳細は、私学共済ホームページ（福祉事業）「ヘルスケアポイント」をご覧ください。

日々の体重の記録等でポイントが貯まり、2000ポイント以上で、健康グッズなどの商品と交換できます（図2参照）。貯まったポイントはご自身で「QUPiO Plus」（クピオプラス）Web版から商品を選び、発送住所等を入力し、交換手続きを行ってください。

有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

**対象者**

令和2年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳（※）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。

**利用方法**

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」Web版にアクセスし、私学事業団専用画面からログインして、利用登録を行います（図1参照）。

本事業団専用画面に、後述する「認証コード」を入力してログインし、別

**認証コード**

①2年度に40～74歳になる加入者等  
特定健康診査の受診後に本事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードでログインしてください。

※すでに特定健康診査を受診している人は、2年度に送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載

### 貯まったポイントは商品に交換

③3年度以降に30歳になる加入者等  
30歳になる年度の6～7月に、学校法人等を通して認証コードを通知します。

②2年度に30～39歳になる加入者等  
2年7月下旬に学校法人等宛て（任意継続加入者には届け出住所）に認証コードを通知しました。

※平成30年度にログインID・パスワード又は元年度に認証コードをお知らせした人は通知の対象外となります。

されている認証コードを使用して「QUPiO Plus」Web版からログインすることができます。

## ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康増進などの取り組みを行っている人に対し、その行動ごとにポイントが付与され、たまったポイントで健康グッズなどの商品と交換できるしくみです。ぜひ加入者へ周知をお願いします。

ただし、40歳（※）以上の人は、2年4月1日に加入者等である人に限ります。

※今年度中に到達する人を含みます。

**登録に関する問い合わせ先**

QUPiO Plus サポート窓口  
☎ 0120（818）448  
9時～18時（平日）  
※年末年始は除きます。

## 学校法人等代表者向けの 私学健康経営支援サイトをご活用ください

福祉部 保健課

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること（コラボヘルス）が求められています。

そのため、私学事業団においては、第二期データヘルス計画（平成30年度（令和5年度）に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる平成30年度特定健康診査実施分の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

### 掲載場所

私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼私学健康経営支援サイト」

### 利用方法

元年6月までに私学共済の適用になった学校は、すでに送付済みのログインID・パスワードを使用しアクセスしてください。ログインID・パス

ワードが不明の場合は、保健課健康管理係にお問い合わせください。

なお、元年6月以降に新たに適用となった学校には、2年8月にログインID・パスワードをお知らせしています。

### 掲載内容

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ リスク分布図（肥満・血圧・脂質・血糖・肝機能）
- ④ 学校訪問型特定保健指導
- ⑤ 健康情報



（ログイン画面イメージ）

## 令和2年 共済業務の年間報告

広報相談センター 広報班

### 資格関係

- 被扶養者の要件に「国内居住」要件を追加（4月）
- 年金等給付にかかる標準報酬月額の上限定改定（9月）

### 短期給付（医療）関係

- 確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」の送付（2月）
- 海外出産にかかる出産費等を請求する場合の添付書類の追加（4月）

### 掛金関係

- 短期給付分掛金率を8・569％に据え置き（4月）
- 短期給付分掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」を3・42％に改定（4月）
- 介護分掛金率を1・759％に改定（4月）
- 退職等年金給付掛金率を1・50％に据え置き（4月）
- 子ども・子育て拠出金を0・36％に改定（4月）
- 加入者保険料率（軽減保険料率）を

- 15・327％に改定（9月）
- 退職等年金給付掛金の負担軽減（0・3％分）（9月）

### 年金等給付関係

- 厚生年金給付、共済年金給付の年金額は前年度から0・2％の引き上げ（4月）
- 退職等年金給付の基準利率を0・00％に改定、併せて年金現価率を改定（10月）

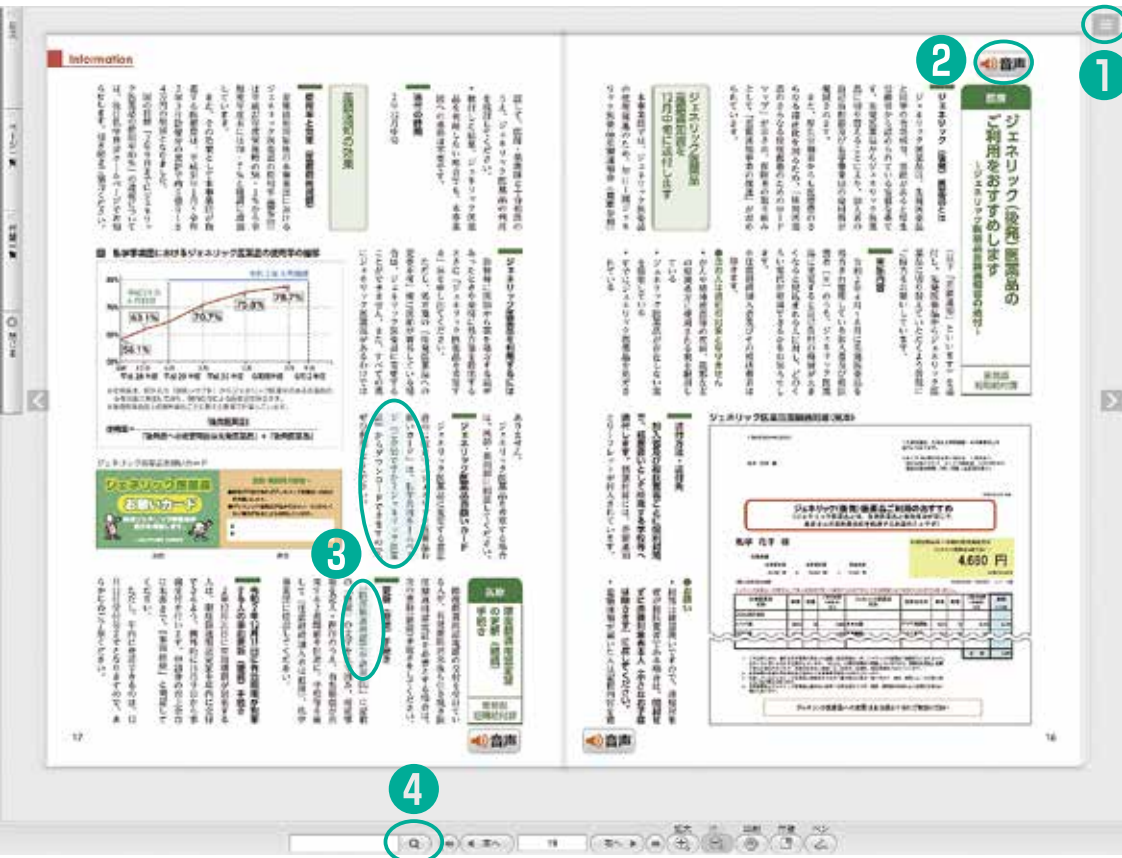
### 災害関係

- 福島原発事故により被災した加入者等にかかる一部負担金等免除の延長（3月）
- 令和2年7月豪雨により被害を受けた加入者等にかかる災害見舞金等の早期支払い（9月）

### 私学共済ホームページ関係

- 加入者向広報「共済だより レター」デジタル版を掲載（4月）
  - 利用者アンケートを実施（10月）
- （ ）は実施時期

レターデジタル版のイメージ（PC表示版）



私学共済ホームページ  
レターデジタル版をご利用ください

広報相談センター  
広報班

その他、目次や付箋など、さまざまな機能があります。

- 令和2年度から加入者向広報「共済だより レター」のデジタル版を、私学共済ホームページ「加入者用ページ」に掲載しています。
- レターデジタル版の掲載場所を加入者の皆様に伝えていただくことで、私学共済制度の内容及手続き等をお知らせすることが出来ます。ぜひ、レターデジタル版を活用してください。
- レターデジタル版の閲覧方法
- 操作方法を知りたい場合は、私学共済ホームページ「加入者用ページ」私学共済制度の刊行物▼レター▼レターデジタル版の閲覧方法で確認してください。
- レターデジタル版の機能の例
- 1 各ボタンの説明  
メニューボタンのヘルプをクリック（タップ）すると、各ボタンの説明を閲覧することが出来ます。
  - 2 読み上げ機能（秋号のみ）  
クリック（タップ）すると、レター本文を機械読み上げします。
  - 3 リンクの表示  
私学共済ホームページ内の関連するページにリンクできる箇所は、水色の網掛けで表示しています。
  - 4 検索  
キーワードを入力して検索すると、キーワードがページ内で赤く表示されます。

お近くの共済業務課をご利用ください

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）  
9：00～17：15

|           |            |               |
|-----------|------------|---------------|
| 共済業務課（直通） | 札幌ガーデンパレス  | ☎011(222)6234 |
|           | 仙台ガーデンパレス  | ☎022(299)6231 |
|           | 名古屋ガーデンパレス | ☎052(957)1388 |
|           | 大阪ガーデンパレス  | ☎06(6393)9701 |
|           | 広島ガーデンパレス  | ☎082(262)1134 |
|           | 福岡ガーデンパレス  | ☎092(752)0651 |

共済事業本部（代表） ☎03(3813)5321

※電話番号をお間違えないようお願いします。

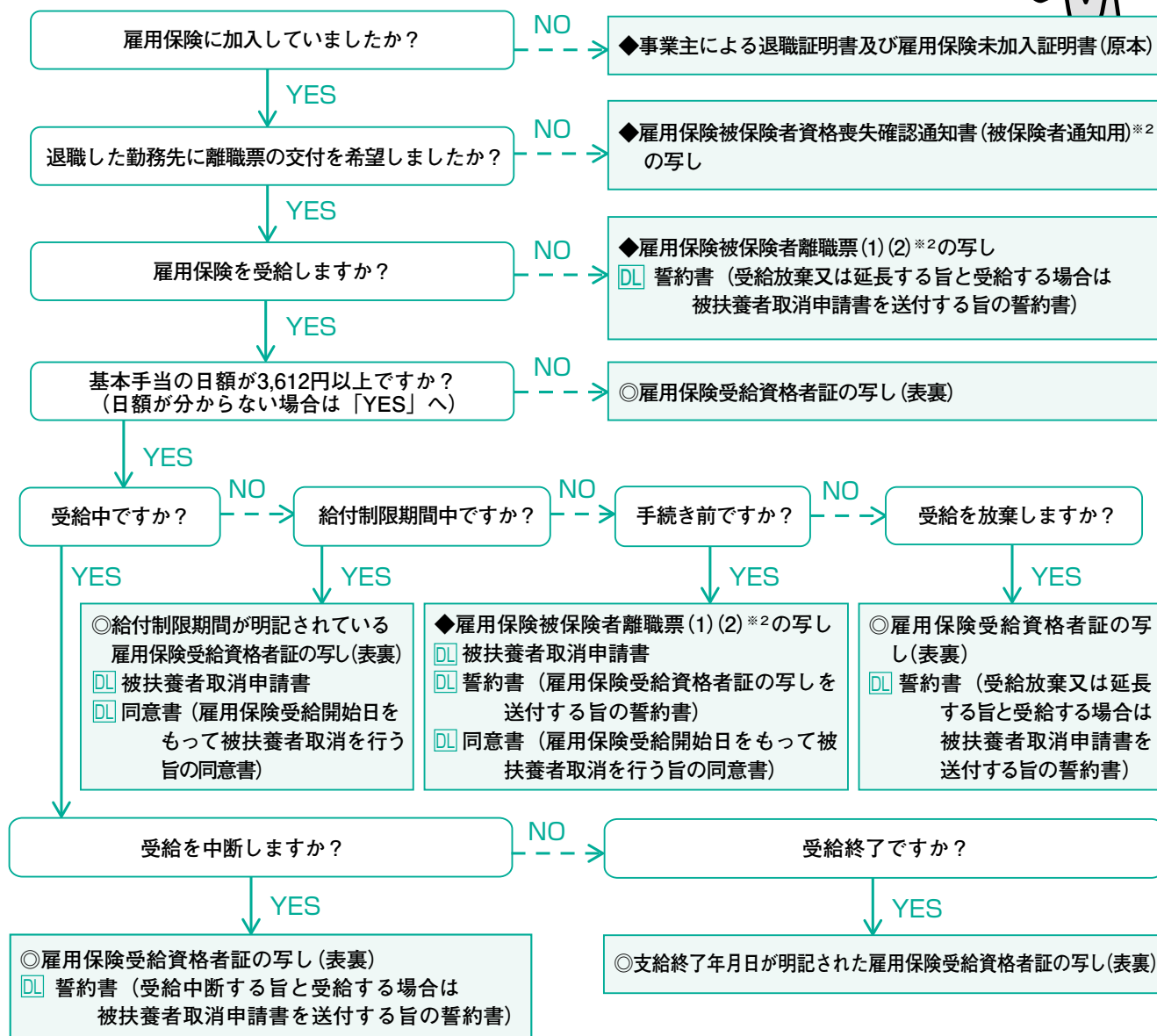


**ポイント**

退職した人を認定する場合は、雇用保険加入の有無の確認が必要になります。  
次のフローチャートにしたがって添付書類を確認してください。



- ◆退職した勤務先が発行する書類 ◎ハローワークが発行する書類  
DL 私学共済ホームページからダウンロードできる書類



※2 退職した勤務先がハローワークに手続きをすることによって交付されます。退職した勤務先から受け取ってください。

- 雇用保険は給与と同じ性質のものとみなされます(65歳以上の人は除きます)。例えば、受給期間が90日間で基本手当の日額が3,612円の場合、受給総額は130万円未満ですが、年収に換算すると、 $3,612円 \times 360日 = 1,300,320円$ となり、被扶養者となれる収入限度額である130万円以上となるため被扶養者にはなれません。つまり、日額3,612円以上受給している間は、被扶養者として認定できません。日額が3,612円未満の場合は、受給開始後も継続して認定できますので、あらかじめ提出された「被扶養者取消申請書」等は返却します。
- 65歳以上の場合、雇用保険は一時金とみなされますので日額は問いません。「事業主による退職証明書」又は「雇用保険被保険者離職票(1)(2)の写し」を提出してください。
- 「被扶養者認定申請書」は複写式のため、私学共済ホームページからはダウンロードできませんので、共済事業本部又は各ガーデンパレス共済業務課(東京を除きます)(11頁参照)まで請求してください。

# 被扶養者認定申請事例（退職した人の認定）

業務部 資格課

本誌10月号より、お問い合わせの多い被扶養者認定事例を紹介してきましたが、12月号では、配偶者等が退職した場合の認定申請について説明します。

なお、被扶養者の基本的な事項は、「令和2年版 事務の手引」101頁 第7章 被扶養者を参照してください。



私の妻（60歳未満）は昨年の年収が400万円ありましたが、今年11月30日で退職しました。

今年（1月～11月）の収入が130万円以上なので、被扶養者にはなれないのでしょうか。

また、雇用保険の基本手当を受給する予定ですが、自己都合退職のため受給は3か月後からとなります。受給を開始するまでの間、被扶養者に認定してほしいのですが、申請にはどのような手続きをしたらよいですか。



被扶養者の認定基準となる収入要件は、現在の恒常的な収入<sup>※1</sup>によって算定します。したがって、今年の収入は収入限度額である130万円を超えていますが、現在は退職していますので被扶養者になることができます。

退職が認定の事由となるため、退職前の収入は問いません。

退職後の恒常的な収入は雇用保険の基本手当となります。受給を開始するまでは収入がありませんので、被扶養者になることができます。

※1 給与収入、恩給、公的年金、個人年金、傷病手当金、失業給付金、

資産所得、事業所得などの収入で継続して入る、又は入る予定のものをすべて含みます。

## 【被扶養者認定申請書に添付する書類】

退職した人を認定する場合は、加入者との続柄及び生計維持関係が確認できる書類が必要になります。今回の事例では、次の書類を添付してください。



| 書 類                           | 内 容                                                                                                                     |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①戸籍謄本又は抄本                     | 続柄、生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄（妻）が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの）。                                                      |
| ②雇用保険被保険者離職票 (1)(2)の写し        | 退職年月日と在職中雇用保険に加入していたことを確認します。                                                                                           |
| ③誓約書 <sup>DL</sup>            | 給付制限期間等の記載のある雇用保険受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書<br>※後日ハローワークから交付される雇用保険受給資格者証の写しを私学事業団に提出してください。                                   |
| ④同意書 <sup>DL</sup>            | 給付制限期間等が終了した翌日で被扶養者の取り消しを行う旨の同意書                                                                                        |
| ⑤被扶養者取消申請書 <sup>DL</sup>      | 給付制限期間等終了後に被扶養者を取り消すため、あらかじめ提出が必要です。                                                                                    |
| ⑥国民年金第3号被保険者関係届 <sup>DL</sup> | 20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は、国民年金の第3号被保険者に該当するため、第2号被保険者（加入者）の勤務先である学校法人等を通じて本事業団に提出してください。被扶養者の認定証明等をした後、本事業団から日本年金機構に進達します。 |

（注）被扶養者の認定については、要件を備えた日から30日以内に申請書の提出がないと、本事業団が申請書を受理した日（発信年月日が確認できる場合はその日）が認定日となります。認定日前にかかった医療費は本事業団に請求することはできませんので、注意してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)**共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

**賞与等支給報告書を提出してください**

学校法人等から加入者へ支払う給料、俸給、手当、賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、同一の性質を有しており、支給回数が年3回以下のものは、賞与等として報告が必要です。賞与等の過及差額の追加支給があった場合も同様です。

ただし、7月1日を基準として、前1年間に4回以上(※)支給されたものは標準報酬月額の対象となりますので、報酬に含めて報告をしてください。この場合、前年7月1日～当年6月30日に支給した賞与等の支給総額の12分の1を基礎届等の各月の報酬に加えます。

「賞与等支給報告書<sup>DL</sup>」は、支給日(同月内に複数回の支給があった場合は最後に支給した日)から5日以内に提出してください。私学事業団より事前に送付した報告書に記載のある加入者で、賞与等の支給がない人は、報告書の該当列を二重線で抹消してください。

また、電子媒体や電算用紙で報告する場合は、必ず加入者番号と生年月日を確認のうえ提出してください。

なお、賞与掛金等は、12月16日(水)受付分までで12月の掛金等(1月送付)で調定する予定です。

※年4回以上の賞与等を報酬に含めるのは、給与規程などによって年4回以上支給することが定められている賞与等です。通常は3回以下の支給で、その年に限り4回となった場合はそのまま「賞与等支給報告書<sup>DL</sup>」で報告してください。

**【業務部 資格課】****貸付けの申込締め切り日にご注意ください**

令和3年1月22日(金)送金分は令和2年12月28日(月)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりしますので注意してください。

**【福祉部 貸付課】****令和3年度 広報刊行物発行等の変更****●加入者向広報「共済だより レター」**

令和3年度から「レター」は加入者全員への配付をやめ、「レター」の発行時に学校法人等宛てに見本として1部を本誌に同封して送付します。届きましたら、加入者の皆様へ「レター」の発行及び私学共済ホームページにレターデジタル版が掲載されたことの周知をお願いします。

- ・「レター」は3年度以降も5月、7月、10月、1月の年4回発行します。
- ・任意継続加入者には、学校法人等からの周知が図れないため、従来どおり届け出住所宛てに送付します。

**●「私学共済ブック」**

今回は、4年3月頃に〔保健・宿泊編〕及び〔給付編〕を合本した冊子を発行する予定です。

2年5月に発行した〔保健・宿泊編〕には、3年度に使用できる厚生施設等利用補助券等も綴じ込んでいます。紛失しないよう加入者へ周知をお願いします。

**【広報相談センター 広報班】****12月の共済業務スケジュール**

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 2日(水)  | 貸付 送金                                                  |
| 6日(日)  | 貸付 11月分定期償還期限                                          |
| 10日(木) | 貯金 払込期限(必着)                                            |
| 15日(火) | 貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り<br>アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申込締め切り |
| 21日(月) | 貯金 送金                                                  |
| 22日(火) | 貸付 送金                                                  |
| 25日(金) | 貯金 払戻・解約請求締め切り<br>積立共済年金 脱退申出等締め切り                     |
|        | 掛金等 11月分掛金等口座振替(自振校のみ)                                 |
| 28日(月) | 貸付 12月分定期償還口座振替(自振校のみ)<br>貸付 1月22日送金申し込み締め切り           |

**1月の共済業務スケジュール**

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 4日(月)  | 掛金等 11月分納期限<br>貸付 送金     |
| 6日(水)  | 貸付 12月分定期償還期限            |
| 8日(金)  | 貯金 払込期限(必着)              |
| 15日(金) | 貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り |



## 年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では令和2年12月29日(火)から3年1月3日(日)までの年末年始をお休みとさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 訃 報

日本私立学校振興・共済事業団運営審議会委員に令和2年8月から就任されていた佐藤東洋士氏は、去る10月18日に逝去されました。  
ご生前のご功績を偲び、謹んでお悔やみ申し上げます。

## 「月報私学」の表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

### ◆募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景

|    |                              |    |                                |
|----|------------------------------|----|--------------------------------|
| 春季 | 入学(園)式、遠足、生徒総会、校外学習、卒業(園)式 等 | 秋季 | 運動会、体育祭、文化祭、コンクール、公開授業、学校説明会 等 |
| 夏季 | 短期留学、臨海学校、夏祭り、オープンキャンパス 等    | 冬季 | クリスマス、進路講演会、百人一首大会、もちつき大会 等    |

### ◆応募形式

デジタル、プリント、ポジフィルムいずれかの写真(5~10枚程度)

### ◆応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送又はメールで送付してください。

### ◆応募の注意

- ・写真は原則返却いたしません。
- ・応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りします。
- ・採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、私学事業団ホームページに掲載する他、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。
- ・撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

### ◆応募・問い合わせ先

〒102-8145 東京都千代田区富士見 1-10-12 日本私立学校振興・共済事業団 企画室  
☎03 (3230) 7809~7811 Eメール kikaku@shigaku.go.jp

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145  
東京都千代田区富士見1-10-12  
☎03(3230)1321(代表)

## ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含みます)

令和2年12月28日(月)17時45分~3年1月4日(月)10時

e-マネージャ

令和2年12月14日(月)17時45分~3年1月下旬(開始日は別途ご案内します)

(注) e-マネージャの休止期間中、大学ポータルサイトに掲載されている教育情報の更新はできません。

※上記のページ以外は通常どおり閲覧できます。

## 宿泊施設のご案内



直営宿泊施設はGo Toトラベルの対象です  
(令和3年1月31日又は支援額が終了するまで)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**京都カーテンパレス**

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地  
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、  
②番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com/>

### 貴船散策と囲炉裏で牡丹鍋宿泊プラン 旅Story

貴船散策で冷えた体を囲炉裏と牡丹鍋でお出迎え。パチパチ…と心地よい炭の音の中、身も心も温まる時間をお過ごしください。

1泊2食(2名1室/1名様) **14,500円**

取扱期間：令和2年12月1日～3年2月28日(年末年始、水曜日、第1第3木曜日は除きます)

ホテル出発16時～貴船神社散策～牡丹鍋17時30分頃～ホテル着20時頃

※京都市宿泊税として1名1泊につき200円が別途必要になります。



牡丹鍋宿泊プラン夕食(イメージ)

葉山 相 洋 閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口240-1 ☎046(875)7300  
JR「逗子」駅前バスターミナル②番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

### 宿泊プラン葉山(スタンダード)

1泊2食(2名1室/1名様) **10,000円**

### 宿泊プラン相模(夕食グレードアップ)

1泊2食(2名1室/1名様) **11,500円**

取扱期間：通年(年末年始、夏季繁忙期は除きます)

※1名1室利用の場合は、1泊につき1,000円の割り増しとなります。



相模湾から望む冬の富士山

## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 「教育環境充実資金」をご検討ください

私学事業団では、学校法人の経営の安定に寄与し、教育研究活動を円滑に実施していただくための資金としてご利用いただける「**教育環境充実資金**」を設けています。本資金についてご希望やご質問等がございましたら、融資課までお問い合わせください。

たとえば、こんなときに…

- 家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設ける。
- オンライン授業を導入するための環境を整備する。
- 学部・コースの改組に当たり教育プログラムを再構築する。

融資額

(教育研究経費支出+管理経費支出)×50%×80%  
を上限とする。(決算額または予算額に基づき算出)

融資金利

0.302% (令和2年11月現在)

返済期間

5年6か月以内(半年間の元金返済据置が可能)

※融資対象は、学校法人の設置する私立学校(大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校)です。専修学校については対象となる学科が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。

※所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■主な事業と融資金利(令和2年11月現在)

| 主な事業内容          | 返済期間(据置年数含む) |            |             |                   |
|-----------------|--------------|------------|-------------|-------------------|
|                 | 30年以内        | 20年以内      | 10年以内       | 6年以内              |
| 校(園)舎などの建築・用地取得 | 年%<br>0.80   | 年%<br>0.60 | 年%<br>0.308 | 年%<br>0.402       |
| 寄宿舎などの建築・用地取得   | 0.90         | 0.70       | 0.408       | —                 |
| 園バスや備品などの購入     | —            | —          | 0.308       | (5.5年以内)<br>0.302 |

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868  
Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)